

警 備 業 務 委 託 契 約 書 (案)

沖縄県畜産研究センター所長 比嘉 直志 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間に沖縄県畜産研究センターの警備業務について、次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務 (以下「委託業務」という。) を委託し、乙はこれを受諾する。

- (1) 庁舎及び畜舎内外の巡視
- (2) 動物 (牛、豚、山羊) の異常の有無の確認
- (3) 建物及び庁舎内設備の保守点検
- (4) その他甲、乙協議して定める業務

2 委託業務の詳細は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。

(委託期間及び警備時間)

第2条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 警備時間は17時30分から22時まで及び翌日5時30分から8時30分までとする。

(委託料)

第3条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として年額 円 (4月分においては月額 円5月から3月においては月額 円) を乙に支払うものとする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は 円)

2 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び同83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である

3 消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

4 委託期間の始期又は終期が月の中途であるときは、当該月の委託料は日割計算によるものとする。

5 委託料の支払いは、翌月払いとし、乙は毎月請求書を甲に提出するものとする。

6 甲は、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められる場合は、これを免除とする。

(報告義務)

第5条 乙は毎日の警備状況について翌日8時30分までに所定の警備日誌により、甲に報告するものとする。

(設備等の使用)

第6条 この業務に直接必要な器具及び消耗品は乙の負担とする。

2 乙がこの業務に関し直接必要とする電話料及び光熱水道費は、甲が負担する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときに、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 委託業務を継続する必要がなくなったとき。

(3) 本契約に係る翌年度以降の甲の歳出予算額に減額又は削除があったとき。

(4) 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。

(5) 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項第2号によりこの契約を解除しようとするときは、事前に書面をもって乙に通知するものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第8条 乙は、本契約に関する下請負人等 (下請負人 (下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。) 及び再受任者 (再委託以降の全ての受任者を含む。) 並びに下請人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) が、排除対象者 (前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。) であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第9条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約に基づき、警備実施中に明らかに乙の責めに帰すべき事由により、甲の財物又は甲の職員に損害を生じさせた場合は、法令又は社会通念上の限度において損害賠償しなければならない。

(免責事項)

第11条 乙は、次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めに任じない。

- (1) 天災地変、暴動その他不可抗力による場合。
- (2) 建造物、施設又は物品自体の欠陥若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。
- (3) 乙が本契約に基づき警備中に甲（職員、来所者等）の故意又は過失により、第三者に身体並びに財物上の損害を与えた場合。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(警備員に対する責任)

第13条 乙は、この業務委託に従事する警備員に関する労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務内容の変更等)

第14条 この契約の締結後において、人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合は、甲乙協議のうえ単価の見直しを行い、委託料の変更をする必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約に生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は本契約による警備業務を、甲の承諾を得ないで、乙に代わって第三者に履行させてはならない。

(労働関係法の遵守)

第16条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守するものとし、甲からの要求に応じて、これらの法律等に基づく許可証等の提示を求められた場合は速やかに提出しなければならない。

(出納簿等の具備)

第17条 乙は、委託業務に係る経費について収入支出の額を記載した帳簿を備え、その出納を明らかにするとともに、甲からの求めに応じて速やかに提出しなければならない。

(委託業務に係る調査、報告)

第18条 甲は、委託業務の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(協議)

第19条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、沖縄県の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議して決定する。

(契約の効力)

第20条 本契約はその締結日より効力を生ずる。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県今帰仁村字諸志 2009 番地の5
沖縄県畜産研究センター
所長 比嘉 直志

乙